2021 年 2 月 5 日

吸収分割に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁

富士通株式会社（以下「吸収分割会社」という。）は、2021 年 1 月 28 日付で富士通 Japan 株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスおよびサービス／プロダクトビジネス事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うこととしました。

本件分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

１．吸収分割契約の内容

吸収分割会社と吸収分割承継会社が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

２．分割対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

３．吸収分割承継会社に関する事項

（１）吸収分割承継会社の最終事業年度における計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（２）吸収承継分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①富士通エフ・アイ・ピー株式会社との吸収合併契約締結の件

吸収分割承継会社（旧社名：株式会社富士通マーケティング）は、2020 年 7 月 17 日、富士通エフ・アイ・ピー株式会社との間で、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割承継会社を吸収合併存続会社、同社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

②株式会社富士通エフサスとの吸収分割契約締結の件

吸収分割承継会社 は、2021 年 1 月 28 日、株式会社富士通エフサスとの間で、

2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割承継会社が営む保守事業を、同社に承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

③吸収分割会社の完全子会社との合併契約締結の件

吸収分割承継会社は、2021 年 1 月 28 日、以下の吸収分割会社の完全子会社 4 社との間で、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割承継会社を吸収合併存続会社、吸収分割会社の完全子会社 4 社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました

・株式会社富士通ワイエフシー
・株式会社富士通新潟システムズ
・株式会社富士通山口情報
・富士通エフ・オー・エム株式会社

4．吸収分割会社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①完全子会社との合併契約締結の件

吸収分割会社は、2021 年 1 月 28 日、以下の完全子会社 12 社との間で、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社を吸収合併存続会社、完全子会社 12 社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

・株式会社富士通研究所
・株式会社富士通ビー・エス・シー
・株式会社富士通アドバンストエンジニアリング
・富士通アプリケーションズ株式会社
・株式会社富士通システムズアプリケーション&サポート
・株式会社富士通北陸システムズ
・株式会社富士通九州システムズ
・株式会社富士通パブリックソリューションズ
・株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ
・株式会社富士通システムズウェブテクノロジー
・株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング
・株式会社富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ

②自己株式取得の件

吸収分割会社は、2020 年 1 月 30 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

・取得対象株式の種類　　：吸収分割会社の普通株式
・取得した株式の総数　　：1,267 千株
・株式の取得価額の総額　：19,999 百万円
・取得日　　：2021 年 1 月 29 日

・取得方法　　：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

５．吸収分割会社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（１）吸収分割株式会社に関する説明

本件分割後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の吸収分割会社の事業活動において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件分割の効力が生ずる日以後における吸収分割会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

（２）吸収分割承継会社に関する説明

本件分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の吸収分割承継会社の事業活動において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておらず、かつ、吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継については、重畳的債務引受けの方法によるものといたします。

以上により、本件分割の効力が生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

富士通株式会社
富士通Ｊａｐａｎ株式会社

吸収分割契約

富士通株式会社（本店住所：川崎市中原区上小田中四丁目１番１号）（以下「甲」という）と富士通Ｊａｐａｎ株式会社（本店住所：東京都港区港南二丁目１５番３号）（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）

甲は、吸収分割の方法により、甲の民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療・教育機関向け、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向け事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という）。

第２条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して、株式、金銭その他の財産による分割対価の交付は行わない。

第３条（吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2021 年 4 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（財産の管理）

甲は、本契約締結後、本件吸収分割の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および本契約に基づき乙に承継される財産の管理・運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第５条（権利義務の承継）

乙は、本件吸収分割の効力発生日において、本件事業における別紙１記載の資産、負債、契約上の地位その他権利義務を甲から承継するものとする。乙の承継する資産および負債は、2020 年 9 月 30 日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、本件吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。なお、債務の承継は重畳的債務引受の方法による。

第６条（事情変更の場合）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、故意、過失または不可抗力により本件事業またはこれらに属する財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、分割条件を変更しまたは本件吸収分割を取りやめることができる。

第７条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割に関し、競業避止義務を負わないものとする。

第８条（協議事項等）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義が生じた場合、その他本件吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各１通を保有する。

2021 年 1 月 28 日

（甲）　川崎市中原区上小田中四丁目１番１号
富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁

（乙）　東京都港区港南二丁目１５番３号
富士通Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役社長　広瀬　敏男

別紙１　承継する資産、負債、権利義務の明細

１．資産

⑴　本件事業にかかる売掛債権、仮払金、その他の流動資産（ただし、別途甲乙間で合意したものを除く）

⑵　本件事業にかかる什器備品、ソフトウェア、その他の固定資産（ただし、甲が本件事業と他の事業で共用する備品、ソフトウェア、その他の固定資産および別途甲乙間で合意したものを除く）

なお、本件事業にかかる知的財産権については①に定めるとおりとし、政策保有株式については②に定めるとおりとする。

①　知的財産権

・特許権および意匠権（いずれも出願中のものを含む）は、乙に承継しない。

・本件事業にかかる商標権（出願中のものを含む）、著作権、ノウハウその他の知的財産権（ただし、甲が本件事業と他の事業で共用する知的財産権および別途甲乙間で合意したものを除く）は、乙に承継する。

②　政策保有株式

・別途甲乙間で合意した株式は、乙に承継する。

２．負債

本件事業にかかる買掛債務、未払債務、その他の負債（ただし、別途甲乙間で合意したものを除く）

なお、専ら本件吸収分割の効力発生日前の事由に起因する一切の簿外債務については、乙に承継しない。

３．契約上の地位その他権利義務

本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの地位に基づいて発生した一切の権利義務（ただし、本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約に関する契約上の地位およびこれに付随する権利義務、ならびに別途甲乙間で合意したものを除く）

なお、前各項において除外されるものを除く。

別紙2

第 86 期

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

事　業　報　告

2020 年５月 29 日

東京都港区港南二丁目 15 番３号
株式会社富士通マーケティング
代表取締役社長　広瀬　敏男

事 業 報 告

〔 自　2019年４月１日
　 至　2020年３月31日 〕

１．事業の概況

（１）当事業年度の事業の状況

当事業年度における日本経済は、中国経済の減速や米中間の通商問題の影響により世界経済の回復に陰りも見られる中、企業部門の好調な業績や技術革新を背景とした成長分野への投資の継続と、雇用環境の改善が推進力となり、景気は緩やかに回復しましたが、年度の後半に新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を受けて大幅に下押しされました。

国内IT市場では、働き方改革による生産性の向上や、製造業を中心としたサプライチェーンのグローバル化、デジタル技術を活用した新たなビジネスの創出に向けた取り組みが継続しました。前年度からの大型公共投資に加え、Windows7のサポート終了によるPCの買い替えや、消費税率改定前の需要も追い風となり、IT投資は高い水準で推移しました。

このような状況の中で当社は、“サービスビジネスによる成長”を目標に掲げ、営業力と商品力の更なる向上に取り組みました。特に、高い専門性による業種攻略の深化と地域間連携強化による効率的なエリア攻略に注力し、これらが着実に実を結びました。メインターゲットである準大手・中堅ビジネスの大幅な伸長と公共ビジネスの大型商談獲得に加え、デジタルマーケティングや商談推進センターによる営業支援も奏功し、地域ビジネスにおいてもハードウェア商談を中心に伸長しております。

この結果、当事業年度の受注高は、246,546百万円（前年比4.7％増）、売上高は、258,278百万円（同13.9％増）と、昨年に続き２年連続で過去最高となりました。

損益につきましては、営業利益は、6,517百万円（同95.6％増）、経常利益は、6,535百万円（同87.2％増）、当期純利益は、4,293百万円（前年の319百万円から3,973百万円の増加）となりました。

次に、サービスビジネス、ソフトウェア、ハードウェア、保守、工事のビジネス単位別の状況について説明いたします。

〔サービスビジネス〕

サービスビジネスの受注高は、119,060百万円（前年比2.0％増）、売上高は、123,888百万円（同11.0％増）となりました。

Windows7からの移行や働き方改革等生産性向上を目指したシステム刷新等により、クラウド、PROPOSE、SES／UP等のサービスやセキュリティソリューションなどのサービスビジネスが伸長しました。特にクラウドでは、AZCLOUD／GLOVIA-SaaSや、まるっとOffice365などの商談が堅調に推移しております。

〔ソフトウェア〕

ソフトウェアの受注高は、32,257百万円（同8.1%減）、売上高は、36,373百万円（同13.3%増）となりました。

前年の大口商談の反動等で受注高は減少しましたが、ハードウェア商談の伸長に伴うライセンス商談の獲得等により売上高は増加しております。

〔ハードウェア〕

ハードウェアの受注高は、75,390百万円（同18.2%増）、売上高は、78,067百万円（同23.6%増）となりました。

前年の大口商談の反動による影響が見られたものの、官庁ビジネスの大型商談獲得等によりPCならびにサーバが堅調に推移した他、地域ビジネスのPC商談が伸長し、受注高、売上高ともに増加しております。

〔保守〕

保守サービスの受注高は、9,723百万円（同4.8%減）、売上高は、9,800百万円（同4.4%減）となりました。

ハードウェア商談の伸長に合わせて保守契約の推進に努めました。

なお、保守の受注高、売上高が減少しておりますが、これは、受託保守契約からSDK（サポートデスク）パック契約への移行に伴い、サービスビジネスが増加したことによるものであります。

〔工事〕

工事の受注高は、7,493百万円（同6.7%増）、売上高は、7,572百万円（同14.6%増）となりました。

IoT等のデジタルビジネス推進により地域を含む民需ビジネスが堅調で、更に、公共・自治体ビジネスにおいても富士通との連携強化により公共・社会インフラ構築商談が好調に推移しました。

（２）対処すべき課題

現在の日本は、少子高齢化や人口減少、自然災害の脅威、地域格差など、多種多様な社会的、構造的課題を抱えており、官民学医の横断的な対応が求められています。これらの解決に向けて、富士通グループでは民需分野の準大手、中堅・中小企業を担当する当社と、富士通における全国の自治体、医療機関、教育機関を担当するビジネス部門を統合した新会社の発足を予定しております。

新会社は、強固な顧客基盤とテクノロジーをベースに付加価値の高いサービスを提供するビジネスインテグレーターとして、全国の自治体、医療機関、教育機関および民需分野の準大手、中堅・中小企業のお客様におけるICTの高度化、地域が抱える様々な社会課題の解決や新ビジネス創出を加速させ、国内マーケットにおいて圧倒的な地位を確立していきます。

当社は、2020年度はこれまで以上に富士通との連携を深め、新会社発足に向けた準備を進めるとともに、次の３点の方針を掲げ、日本国内のさらなるビジネス拡大を図ってまいります。

・直販ビジネスの堅調な拡大と効率化による利益確保

国内マーケットの中で圧倒的に強くなるため、これまで築いてきた強固なカスタマーベースを活かしながらも、従来からのビジネスモデルを進化させ、より“利益”を生み出す会社へ転換します。従来のマーケットのセグメントを見直し、当社は準大手・中堅マーケットにリソースを集中させて直販を強化し、一部の中堅・中小マーケットはパートナー連携でビジネス拡大を図ります。

直販ビジネスにおいては、エリアごとの特定顧客に対し“狭く・深く”アプローチする個社戦略（業種戦略）と、個社以外の顧客に対し“広く・浅く”アプローチするPull型営業スタイルや商品特化型のビジネスを推進する面戦略を展開します。市場の特性に合わせた攻略体制や仕組みを構築するとともに、高度な市場分析やデジタルマーケティングも徹底活用し、効果的かつ効率的に利益を生むビジネスモデルへの転換を実現してまいります。

・パートナービジネスの抜本的改革の実行

パートナービジネスにおいては、全国や地場の有力パートナー様とのスキームをこれまで以上に強化することでビジネスを拡大します。従来のハードウェア中心の商品からクラウドをはじめとするソリューション中心の商品へと変革を加速させるとともに、パートナー様の支援体制や仕組みも強化し、パートナー様とともに成長を続けてまいります。

・人材のリスキリングとパワーシフトの実践

営業ならびにSEが“個の強さ”をこれまで以上に発揮できるように、経営者の視座・視点と深い技術理解を兼ね備えた人材へとリスキリングします。そして、より対価をもたらすビジネス領域にパワーシフトし、利益を生み出すビジネスプロデューサーとして新たな顧客価値創造に継続的に貢献してまいります。

（３）財産および損益の状況の推移

区　　分	第 83 期 (2016 年度)	第 84 期 (2017 年度)	第 85 期 (2018 年度)	第 86 期（当期） (2019 年度)
受　注　高	201,781 百万円	208,132 百万円	235,376 百万円	246,546 百万円
売　上　高	198,510 百万円	199,949 百万円	226,719 百万円	258,278 百万円
経常利益	2,164 百万円	1,818 百万円	3,491 百万円	6,535 百万円
当期純利益	1,364 百万円	1,072 百万円	319 百万円	4,293 百万円
１株当たり当期純利益	52.07 円	40.94 円	12.20 円	163.85 円
総　資　産	100,430 百万円	103,788 百万円	108,654 百万円	107,760 百万円
純　資　産	29,172 百万円	29,033 百万円	28,381 百万円	31,028 百万円

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

（４）重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は富士通株式会社で、同社は当社の全株式を保有しております。

当社は、親会社の企業グループにおいて、国内準大手・中堅・中小企業を中心にICTサービスを提供するシステムインテグレーション企業として位置づけられております。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	事　業　内　容
株式会社富士通マーケティング・オフィスサービス	百万円 70	% 100.0	サプライ用品 オフィス機器の販売等

（５）主要な事業内容

当社は、富士通グループにおける国内市場を担う中核会社として、コンサルティングからネットワーク構築、ソフトウェア開発、システムの運用・保守・工事まで一貫したサービスの提供を主な事業としております。

分野別の主要な取扱商品は、次のとおりであります。

分野別	主な取扱商品	売上高構成比
		%
サービスビジネス	システムインテグレーション クラウドサービス／セキュリティサービス PROPOSE AZBOX	48.0
ソフトウェア	GLOVIA シリーズ きららシリーズ パッケージソフトウェア	14.1
ハードウェア	ネットワーク機器 クライアント PC サーバ	30.2
保守	保守サービス	3.8
工事	情報ネットワーク工事 ビル管理システム ファシリティ工事	2.9
その他	手数料等	1.0
計		100.0

（６）主要な営業所（2020年３月31日現在）

①当社の主要拠点

本　　社	東京都港区港南二丁目 15 番３号	
営　業　拠　点	北海道支社（札幌市）	道東営業所（帯広市）
	函館営業所（函館市）	東北支社（仙台市）
	青森支店（青森市）	八戸営業所（八戸市）
	秋田支店（秋田市）	岩手支店（盛岡市）
	山形支店（山形市）	福島支店（福島市）
	郡山支店（郡山市）	いわき営業所（いわき市）
	関越支社（さいたま市）	栃木支店（宇都宮市）
	群馬支店（高崎市）	新潟支店（新潟市）
	長野支社（長野市）	松本支店（松本市）
	南関東支社（横浜市）	川崎支店（川崎市）
	多摩支店（立川市）	山梨支店（甲府市）
	東関東支社（千葉市）	筑波支店（つくば市）
	東海支社（名古屋市）	岐阜支店（岐阜市）
	三重支店（津市）	静岡支社（静岡市）
	静岡東部支店（沼津市）	浜松支店（浜松市）
	北陸支社（金沢市）	富山支店（富山市）
	福井支店（福井市）	
	関西事業所（大阪市）	和歌山支店（和歌山市）
	神戸支店（神戸市）	京都支店（京都市）
	中国支社（広島市）	山口支店（山口市）
	福山支店（福山市）	島根支店（松江市）
	鳥取支店（鳥取市）	山陰営業所（米子市）
	岡山支店（岡山市）	四国支社（高松市）
	高知支店（高知市）	徳島支店（徳島市）
	松山支店（松山市）	
	九州支社（福岡市）	北九州支店（北九州市）
	佐賀支店（佐賀市）	熊本支店（熊本市）
	長崎支店（長崎市）	大分支店（大分市）
	宮崎支店（宮崎市）	鹿児島支店（鹿児島市）
	沖縄支店（那覇市）	
サポートサービス拠　　点	＜サービスセンター＞	
	東北地区 1(3)拠点	関東地区 16(15)拠点
	東海地区 8(4)拠点	近畿地区 10(5)拠点
	中国地区 0(2)拠点	九州地区 4(9)拠点

※サービスセンターの（）内は協力会社による拠点数で外数であります。

②子会社の主要拠点

株式会社富士通マーケティング・オフィスサービス（本社）　東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

（７）従業員の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前 年 度 末 比
3,328 名	109 名減

（注）減員は2018年度に実施した間接部門のリソースシフト施策の影響によるものであります。

②当社の従業員の状況

従　業　員　数	前 年 度 末 比
3,292 名	106 名減

（８）主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　入　先	借 入 残 高
富士通キャピタル株式会社	－

２．会社の現況（2020年３月31日現在）

（１）株式の状況

①発行可能株式総数　　48,000,000株
②発行済株式の総数　　26,203,530株
③株主数　　1名（富士通株式会社）

（２）会社役員に関する事項

取締役および監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	広瀬　敏男	
取締役兼執行役員専務	大津　洋二	営業ユニット長
取締役兼執行役員常務	渡邊　基	CFO コーポレート本部長 (兼)財務部長 (兼)内部統制室担当 (兼)監査役室担当
取締役兼執行役員常務	木村　清孝	経営戦略・ビジネス推進ユニット長 (兼)経営戦略本部長 (兼)smartFJM推進室長 (兼)SIアシュアランス室担当
取締役兼執行役員常務	元井　和雄	フィールドサービスユニット長 (兼)コンストラクション事業本部長
取締役兼執行役員常務	浅香　直也	ソリューションビジネスユニット長
取締役（非常勤）	窪田　雅己	富士通株式会社執行役員専務
常勤監査役	市野　徹	
監査役（非常勤）	増山　健二	富士通株式会社ビジネスマネジメント本部 営業経理部長

（注）１．2019年６月24日付で、取締役 広瀬敏男氏が代表取締役社長に、新たに浅香直也氏が取締役兼執行役員常務に、窪田雅己氏が取締役に選任され就任しました。また、同日をもって代表取締役会長 小野弘之氏および代表取締役社長 北岡俊治氏は退任しました。

２．2019年６月24日付で、新たに増山健二氏が監査役に選任され就任しました。また、同日をもって監査役 大高 仁氏は監査役を辞任しております。

３．2020年３月31日をもって取締役兼執行役員専務 大津洋二氏および取締役兼執行役員常務 木村清孝氏は辞任により退任し、取締役兼執行役員常務 渡邊 基、元井和雄および浅香直也の３氏は取締役を辞任しております。

４．2020年４月１日付で、新たに田中達也氏が取締役会長に、中野克己氏が代表取締役副会長に、砂田敬之氏が代表取締役副社長に選任され就任しました。

（３）会計監査人の状況

会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

３．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

（１）目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

（２）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、経営会議等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、経営会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定する。経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。

② 取締役会は、職務執行に係わる取締役、執行役員、常務理事（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。

③ 経営者は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。

④ 経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。

⑤ 経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。

⑥ 取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、富士通株式会社が整備するリスク管理体制に適合するように、必要な組織、制度、規程を整備、運用する。

（４）取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、富士通株式会社が整備するコンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制、情報開示体制、内部監査体制に適合するように、必要な組織、制度、規程を整備、運用する。

（５）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、富士通株式会社が制定する経営文書管理規程に適合する規程を制定し、その実行に必要な制度、規定を整備、運用する。

（６）グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、富士通株式会社が定める「内部統制体制の整備に関する基本方針」（以下、「富士通の基本方針」という。）に沿って、前記各体制および規程を構築または整備するとともに、当社の子会社に対しても、同様の体制および規程を整備させるものとし、子会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、子会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。

② 当社は、子会社から当社に対する、子会社の職務の執行に関する事項についての報告体制を整備したうえで、富士通株式会社に対して、当社および子会社の職務の執行に関する事項について、富士通の基本方針に従って、適切な報告を行う。

③ 当社および子会社における重要事項の決定権限や決定プロセス等は、富士通グループの共通ルールに従う。

④ 当社および子会社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

（７）監査役の監査の適正性を確保するための体制

１）独立性の確保に関する事項

① 当社は、監査役が求める場合、監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。

② 経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。

③ 経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

２）報告体制に関する事項

① 当社および子会社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

② 当社および子会社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。

③ 当社および子会社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。

④ 当社および子会社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利に取り扱ってはならない。

３）実効性の確保に関する事項

① 当社および子会社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

② 監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。

③ 内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

以　上

第 86 期

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

事 業 報 告 の 附 属 明 細 書

2020 年 5 月 29 日

東京都港区港南二丁目 15 番３号
株式会社富士通マーケティング
代表取締役社長　広瀬　敏男

事業報告の附属明細書

〔 自　2019年４月１日
　 至　2020年３月31日 〕

第三者との間の取引であって、当該株式会社と会社役員又は支配株主との利益が相反するものの明細

該当ありません。

以　　上

第 86 期

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

計　算　書　類

2020年５月29日

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社富士通マーケティング
代表取締役社長　広瀬　敏男

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	400	買掛金	41,408
受取手形	1,909	未払金	3,373
売掛金	67,679	未払費用	5,398
商品及び製品	51	未払法人税等	1,029
仕掛品	9,819	未払消費税等	2,915
原材料及び貯蔵品	11	前受金	4,754
前払費用	3,840	預り金	2
預け金	8,173	工事損失引当金	134
未収入金	269	その他	431
その他	419	流動負債合計	59,449
貸倒引当金	△ 23		
流動資産合計	92,552	固定負債	
		退職給付引当金	16,652
固定資産		長期未払金	255
有形固定資産		その他	374
建物(純額)	497	固定負債合計	17,282
構築物(純額)	0	**負債合計**	76,731
工具器具及び備品(純額)	241	**純資産の部**	
土地	0	株主資本	
建設仮勘定	2	資本金	12,220
有形固定資産合計	742	資本剰余金	
無形固定資産		資本準備金	11,811
ソフトウェア	1,173	資本剰余金合計	11,811
電話加入権	12	利益剰余金	
商標権	3	利益準備金	503
無形固定資産合計	1,189	その他利益剰余金	
投資その他の資産		繰越利益剰余金	6,469
投資有価証券	170	利益剰余金合計	6,972
関係会社株式	73	株主資本合計	31,004
従業員長期貸付金	2	評価・換算差額等	
更生債権等	137	その他有価証券評価差額金	24
長期前払費用	1,118	評価・換算差額等合計	24
繰延税金資産	5,634		
敷金及び保証金	1,281		
前払年金費用	4,938		
その他	58		
貸倒引当金	△ 137		
投資その他の資産合計	13,277		
固定資産合計	15,208	**純資産合計**	31,028
資産合計	107,760	**負債及び純資産合計**	107,760

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2019年 4月 1日
至　2020年 3月31日）

（単位:百万円）

科　　目	金　　額
売上高	258,278
売上原価	218,565
売上総利益	39,713
販売費及び一般管理費	33,195
営業利益	6,517
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	4
その他の金融収益	19
営業外収益合計	24
営業外費用	
支払利息	2
その他の金融費用	3
営業外費用合計	6
経常利益	6,535
税引前当期純利益	6,535
法人税、住民税及び事業税	2,786
法人税等調整額	△ 544
法人税等合計	2,242
当期純利益	4,293

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自　2019年 4月 1日〕
〔至　2020年 3月31日〕

（単位:百万円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2019年4月1日残高	12,220	11,811	503	3,756	4,260	28,291	90	28,381
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△1,580	△1,580	△1,580		△1,580
当期純利益				4,293	4,293	4,293		4,293
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△65	△65
事業年度中の変動額合計	－	－	－	2,712	2,712	2,712	△65	2,647
2020年3月31日残高	12,220	11,811	503	6,469	6,972	31,004	24	31,028

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和2年3月31日法務省令第27号）に基づいて計算書類を作成しております。

2. 資産の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
   子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法
   (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
   商品及び製品、原材料及び貯蔵品……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
   仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産……定額法
   減価償却費の計算には見積耐用年数を使用しております。
   （主な耐用年数）
   建物…… 3～47年
   構築物…… 10年
   工具器具及び備品…… 2～20年
   (2) 無形固定資産
   市場販売目的のソフトウェア……主として見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法
   自社利用のソフトウェア……利用可能期間(5年以内)に基づく定額法

4. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金……当事業年度末に有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   (2) 工事損失引当金……受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化したものについて、損失見込額を計上しております。
   (3) 退職給付引当金及び前払年金費用……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   過去勤務費用の処理方法……その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
   数理計算上の差異の処理方法……各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間に基づく定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準
   受注制作のソフトウェア及び工事契約
   当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
   (1) 消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。
   (2) 連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しております。
   (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
   グループ通算制度の創設及び移行に合わせた単体納税制度の見直しを含む「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）が2020年3月に成立しましたが、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項に定める取り扱いに従い、改正前の税法の規定に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,389 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権　（短期）　4,197 百万円
   関係会社に対する金銭債務　（短期）　29,843 百万円

（損益計算書に関する注記）

1. 関係会社との取引高　売上高　15,366 百万円
   仕入高　138,004 百万円
   その他営業取引高　1 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当事業年度末における発行済株式の総数
   普通株式　26,203,530 株

2. 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
2019年6月24日 株主総会	普通株式	287	10.98	利益剰余金	―(注)	2019年6月25日
2019年11月22日 取締役会	普通株式	1,292	49.34	利益剰余金	―(注)	2019年11月29日

（注）会社法第124条第1項の基準日は定めず、効力発生日現在の株主に配当しております。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	1,364 百万円
未払事業税	177 百万円
貸倒引当金	49 百万円
退職給付引当金	3,569 百万円
投資有価証券	34 百万円
その他	720 百万円
繰延税金資産　小計	5,915 百万円
評価性引当額	△ 217 百万円
繰延税金資産　合計	5,697 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6 百万円
その他	△ 56 百万円
繰延税金負債　合計	△ 63 百万円
繰延税金資産の純額	5,634 百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等　（単位:百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通株式会社	(被所有) 直接 100%	当社取扱商品の仕入先、サービスビジネスの請負等	サービスビジネスの請負等	15,289	売掛金	4,126
				機器等の仕入	134,235	買掛金	26,728

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

2. 兄弟会社等　（単位:百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社富士通エフサス	なし	保守の請負等	保守の請負等	8,470	売掛金	1,607
親会社の子会社	富士通キャピタル株式会社	なし	資金の運用委託、経営運転資金の調達等	資金の運用委託	63,615	預け金	8,173
				経営運転資金の調達	55,029		

（注）1. 取引金額（資金の運用委託、経営運転資金の調達を除く。）には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行っており、親会社の子会社である富士通キャピタル株式会社からの借入により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金計画に基づき、売上債権の流動化による資金調達を行うことがあります。

なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

預け金は、親会社の子会社である富士通キャピタル株式会社に、市中金利等を勘案して余剰資金の運用を委託しているもので、当該会社の財政状態リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係の維持･強化を目的として政策的に保有する株式等のその他有価証券であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

預金及び預け金については、信用力を考慮して運用しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びに当該時価の算定方法については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	400	400	－
(2)受取手形	1,909	1,909	－
(3)売掛金	67,679		
貸倒引当金（※1）	△ 23		
	67,656	67,656	－
(4)預け金	8,173	8,173	－
(5)投資有価証券			
その他有価証券	88	88	－
(6)更生債権等	137		
貸倒引当金（※2）	△ 137		
	0	0	－
資産計	78,229	78,229	－
(1)買掛金	41,408	41,408	－
負債計	41,408	41,408	－

（※1） 主に売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。
なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金等に対する控除科目として一括して掲記しております。

（※2） 更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下の通りであります。

その他有価証券 (単位:百万円)

		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	58	88	30
合計		58	88	30

(6)更生債権等

更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	155

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	400	―	―	―
受取手形	1,909	―	―	―
売掛金	67,679	―	―	―
預け金	8,173	―	―	―
合計	78,163	―	―	―

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,184 円15銭
2. 1株当たり当期純利益 163 円85銭

（その他の注記）

1. 退職給付関係

(1)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位:百万円）

退職給付債務の期首残高	29,294
勤務費用	1,356
利息費用	205
数理計算上の差異の発生額	1,022
年金資産からの支払額	△ 515
会社からの支払額	△ 1,767
退職給付債務の期末残高	29,596

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位:百万円）

年金資産の期首残高	16,460
期待運用収益	411
数理計算上の差異の発生額	△ 1,106
事業主からの拠出額	270
年金資産からの支払額	△ 515
年金資産の期末残高	15,520

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位:百万円）

積立型制度の退職給付債務	10,930
年金資産	△ 15,520
	△ 4,589
非積立型制度の退職給付債務	18,665
未認識数理計算上の差異	△ 2,361
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,714

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位:百万円）

勤務費用	1,356
利息費用	205
期待運用収益	△ 411
数理計算上の差異の費用処理額	375
過去勤務費用の費用処理額	△ 19
確定給付制度に係る退職給付費用	1,506

⑤年金資産に関する事項

（単位:百万円）

1) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

債券	37%
株式	35%
現金及び預金	5%
生命保険一般勘定	4%
その他	19%
合計	100%

2) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次の通りであります。

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	2.5%

(2)確定拠出制度

（単位:百万円）

確定拠出制度への要拠出額	264

第 86 期

自　2019年４月１日
至　2020年３月31日

計算書類の附属明細書

2020年５月29日

東京都港区港南二丁目15番３号
株式会社富士通マーケティング
代表取締役社長　広瀬　敏男

１．有形固定資産および無形固定資産の明細　　（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	560	52	16 (16)	99	497	482	979
	構築物	0	－	－	0	0	0	0
	工具器具及び備品	323	29	11	99	241	907	1,149
	土地	1	－	1 (1)	－	0	－	0
	建設仮勘定	6	38	42	－	2	－	2
	計	892	120	71 (18)	199	742	1,389	2,131
無形固定資産	ソフトウェア	1,353	350	6	523	1,173	－	－
	電話加入権	153	－	141	－	12	－	－
	その他	0	3	－	0	3	－	－
	計	1,507	353	147	524	1,189	－	－

（注）1. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

（注）2. 当期増加額及び減少額のうち、主なものは次のとおりである。

資産の種類	内容	
ソフトウェア	増加	販売目的ソフトウェアの開発　172百万円 業務使用ソフトウェアの開発及び購入　177百万円

２．引当金の明細　　（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	157	160	157	160
工事損失引当金	100	134	100	134

（注）退職給付引当金については退職給付に関する注記を個別財務諸表に記載しているため記載を省略しております。

３．販売費及び一般管理費の明細　　（単位：百万円）

科目	金額	摘要
１．研究開発費	582	
２．貸倒引当金繰入額	2	
３．従業員給料手当	10,992	
４．従業員賞与	4,750	
５．退職給付費用	1,142	
６．福利厚生費	3,278	
７．教育訓練費	254	
８．賃借料	1,513	
９．旅費交通費	1,085	
10．減価償却費	306	
11．その他	9,287	
合計	33,195	

２０２０年５月２８日

株式会社富士通マーケティング
代表取締役社長　広瀬 敏男 殿

株式会社富士通マーケティング

常勤監査役　　市野　　徹

監査役　　増山　健二

監査報告書の提出について

私たち監査役は、会社法第 381 条第１項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社　富士通マーケティング

常勤監査役　市野 徹　印

監査役　　印

以　上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社 富士通マーケティング

常勤監査役

監査役 増山健二 印

以 上